

## 関係団体等からの御意見

団体名	社団法人 日本舞踊協会
-----	-------------

### 1. 劇場・音楽堂等の現状と課題についてどのように認識していますか。

意見記載欄	<p>伝統芸能に関わる立場から意見を述べる。</p> <p>数十年前、いわゆる「箱物」設立ラッシュの中、地方都市には次々と会館・ホールが建設された。しかし、その多くが十分に活用されているとは考えにくい。</p> <p>多様な芸能分野の利用に関わるソフト面の開発・研究が伴っていなかったからである。</p> <p>その打開策について、国・地方自治体・実演家(団体)ともに考えていかなければならない。</p> <p>一方、東京大阪などの大都市圏ではどうだろうか。ここには、箱が足りないという現実がある。なぜならば、大都市では、あらゆる舞台芸術が網羅されているので、「箱」は、特定の芸能ジャンルが限定使用するように建設されている。従って、例えば日本舞踊を上演することが可能なホールは多くはないし、あっても使用料は高い。</p> <p>以上は、ハード面・ソフト面両面から言えることである。</p>
-------	--

### 2. 劇場・音楽堂等の制度的な在り方についてどのように考えますか。

意見記載欄	<p>上記1に照らし合わせて考えるとき、急務は、ソフト面の充実・開発にあることは明らかである。</p> <p>例えば、ホール等スタッフはどうすればいいのであろうか。</p> <p>伝統芸能に限って言えば、一年に1～2回しか使用機会がない地方都市の場合、そのジャンルに精通したスタッフを常駐させることは無駄であるし、不可能であろう。</p> <p>されば、例えば県或いは県域を越えた隣接地域の中心地にそのようなスタッフを常駐させ、県下の市町村から依頼があったとき、派遣するなどの施策は考えられないか。もちろん考えられる。しかし、経済的な問題は残る。それを可能ならしめるのは国だけである。</p> <p>そのような人的ソフトを開発し育成するにはどうすればいいか。言うまでもない。研修あるのみ。</p> <p>踊りを見たことがない照明担当者に日本舞踊の舞台照明をやれというのは酷である。ましてや、「柝」を打ったことはもちろん、聴いたこともない舞台監督に柝を打てというのは無理であり、舞台のぶち壊しにつながる。</p>
-------	---

### 3. 劇場・音楽堂等の制度的な在り方について検討するに当たって留意すべき点は何ですか。

意見記載欄	<p>上記2に述べたことと重複するが、先ず、ハード面について述べておく。 いわゆる「箱」の新設は、現況においては、困難であろうし、無駄も多い。されば、既存の「箱」を活用するしかない。 先ず、市町村に現存するホールだが、そのホールをも所有していない市町村は数多い。そしてまた、ホールが無ければ何もできないというものでもない。学校の体育館でも足りる。それでは出来ないというのは、実演家の怠慢である。 欲を言えばきりが無いが、例えば、所作台があれば舞台効果は飛躍的に増大する。日本舞踊の躍動感はその所作台の有無によって増減する。 上記2に述べたスタッフと同様、一年に1～2回しか使用機会がない地方都市のホールの場合、所作台を常備することは無駄であるし、不可能であろう。 例えば県の中心的ホールに貸出可能な所作台を常備し、県下の市町村ホールから依頼があったときに貸し出すことは考えられないか。 次いで、最も重要なことは、スタッフであるが、これについては、2で述べた通りである。日本舞踊界においては、かなり多数の地方で、中央派遣ないしは地方在住の実演家による公演(営利を目的としない)が行われている。 その場合、常に問題になるのはスタッフである。それら地方ホールの照明、大道具、小道具、舞台監督(狂言方)等で伝統芸能に精通している者は数えるほどしかいない。それらを中央から調達するためには、相当額の負担を強いられることになる。かくして、日頃研鑽を積んだ成果を発表しようとしても、経費面の負担が大き過ぎるので断念するケースさえあるのが現実である。敢えて実施すれば、赤字ということになる。それでもなお、伝統芸能の普及発展の大義名分のために実施する場合が多い。 繰り返すが、県或いは中心的大都市に移動可能設備及びスタッフを抱え、それを地方各都市のホール(学校体育館を含む)に貸し出す制度を作り出すことは出来ないであろうか。 それらスタッフは国が行う研修によって養成し、県が負担する経費によって常駐させる。それを地方ホールに派遣する、という組織が生まれれば有難い。 県の中心的な公共ホールをそれらの中心的な存在として位置づけ、スタッフと可動設備を常在させることができないか。 同じ事は、実は中央(東京)も言えることであるが、ここでは省略する。 なお、日本芸術文化振興会が実施している現行研修・養成制度を準用すればいい。国による養成である。最早その時期は来ている。</p>
-------	--

### 4. その他(自由記述)

意見記載欄	<p>つまらぬことかもしれないが、中央地方を問わず、ホール使用時に、スタッフに祝儀を出す習慣が伝統芸能の世界にはある。 高い使用料・スタッフ料を支払った後の負担である。 国立劇場ではすでに解消されたが、あらゆる公共的なホールで実現を目指したい。 社団法人日本舞踊協会では、次第に徹底させてきており、そのような指導も行っているが、全ジャンルこぞっての徹底が望まれる。</p> <p>以上</p>
-------	--

御芳名	伊藤 裕夫 富山大学教授
-----	--------------

1. 劇場・音楽堂等の現状と課題についてどのように認識していますか。

意見記載欄	<ul style="list-style-type: none"><li>・劇場・音楽堂という概念の不在(ハードとソフトの分裂) →現状は集会施設(貸し館運営)</li><li>・地方自治法「公の施設」による規定の曖昧性 (公演芸術振興というミッションの不在)</li><li>・専門的人材の不在 など問題は多い</li></ul>
-------	---

2. 劇場・音楽堂等の制度的な在り方についてどのように考えますか。

意見記載欄	<ul style="list-style-type: none"><li>・ハードとソフトの結びつきを築くための何らかのガイドラインは必要</li><li>・基本的には広い意味での制度(慣習など)で形成すべきだが、 指定管理者制度の 施行された現状では、法制度も必要になってきている</li></ul>
-------	--

**3. 劇場・音楽堂等の制度的な在り方について検討するに当たって留意すべき点は何ですか。**

<p><b>意見記載欄</b></p>	<ul style="list-style-type: none"><li>・文化というものは時代により変化していくもので、法律などであまり細かく決めることは問題である</li><li>・劇場・音楽堂という定義も曖昧なので、法制化を進めるに当たっては「文化会館」ぐらいにとどめて方がいい</li><li>・助成や支援とは切り離して考えるべきである</li></ul>
---------------------	---

**4. その他(自由記述)**

<p><b>意見記載欄</b></p>	<p>(別紙原稿参照)</p>
---------------------	-----------------

## これからの公共劇場の課題 —昨今の「劇場法」論議を廻って—

伊藤裕夫 (富山大学)

このところ、演劇界では「劇場法」をめぐる論議が喧しく、筆者もいくつかの会合で意見を求められる機会が少なくない。ここでは去る5月7日に平田オリザ氏を招いて行われた早稲田大学での公開フォーラム<sup>2</sup>と、6月19日俳優座アトリエで開かれた芸団協(社団法人日本実演芸能団体協議会)の大和滋氏や演劇界の諸面々を招いてのシンポジウム<sup>3</sup>において、筆者が発言したことを、その折時間の都合で触れることのできなかったことなども補足して論じることとする。

まず、これら平田／芸団協の提起(といっても両者には微妙な違いはあるが)について、特に「劇場法」に関わる部分の論点を整理すると、それは大きく以下の3点になると思われる。

1) 地域の公共ホールの最低のガイドライン(基本的機能や専門スタッフなどの必置など)づくりの必要性

2) 地域における芸術拠点形成(「劇場」づくり)

3) 舞台芸術への助成のあり方(助成制度見直しや文化予算倍増など)

実は最近の議論の混乱は、これら本来は別個の課題である事柄が縋り交ぜになっていること——特に「反対派」というか「アンチ平田派」は、3)の舞台芸術への助成のあり方についての(一部「誤解」も含めた)曖昧な理解に基づく反発によるものが多い(他にも平田氏が「劇場」の芸術監督として若手の演劇人を強く押していることへの反発も少なくないが)が、「推進派」である芸団協も平田氏もこれらを切り離せないものとして一体化して提起していることに起因している面が少なくない。これらを「一体化」する論理については後で触れるが、筆者はこれらは基本的に別個の課題と考えているので、まずはこれらを分離して検討していきたい。

まず1)の、地域公共ホールのガイドラインづくりであるが、筆者はこれについては喫緊の要事であると考えている。ただし方法論として国法で縛るのがいいのかとなると、それについては検討を要する事柄も少なくない。この問題は、2)3)の課題とも関わるので、地方分権との関わりで少しここで私見を述べることにする。先にも触れたように、10余年前の文化芸術振興基本法に向けての検討会では筆者は、同じ文化施設であっても博物館(美術館を含む)や図書館と違って劇場ホール系の施設にはその役割や専門職員を定めて法律がないことから「ハコ」だけの施設が乱立していることを批判し、何等かのガイドラインを設けることの必要性を主張した。ただその時点では、地方分権の流れも考慮し、そうしたガイドラインは設置者である地方自治体が定めるべきであると考えていた(事実90年代半ばには、静岡県舞台芸術センターのように条例や財団の寄付行為によって「劇場」としての役割や事業内容を定めた例も生まれており、こうした動きを期待していた)。しかしながらその後、地方自治体の財政難のなかで、地方自治法244条の改正による指定管理者制度の導入や市町村合併が行われ、地方自治体だけに任せておくことの問題性も明らかになってきたことから、劇場ホール型の公立文化施設の全国協議会である公文協(社団法人公立文化施設協会)の主導性を期待した<sup>4</sup>が、これも充分効果を発揮したとは言い難く、特に昨年の事業仕分けなどの動きを見ているなかで、このガイドラインについては国法化で考えることも必要と思うようになった。(ただしこの場合も、芸団協案でいうなら、目的・定義、基本的な事業、必置職員まで、それも公立文化施設の多様性を考慮して、複数の方向性から選択可能なものとするのが望まれ、名称も例えば「文化会館法」など一般的なものとすべきであろう。)

次に2)の地域における芸術拠点形成という課題についてである。「劇場・音楽堂」といった名称は、この芸術拠点の名称としてふさわしいと思われるが、筆者はこうした公演芸術の拠点は法律によって目的や事業、専門人材の設置を定めてもつくることはできないと考えている。いやむしろ危険だとさえ思っている。というのは、「劇場」とはそこで創造行為が行われることによって、政治から疎

外されていった公共性の本来の意味を提示する空間であり、従って法制化はその創造行為に政治が介入することになりかねないからである。(もちろん筆者として現代の日本で政治が露骨に介入することはあり得ないとは思っているが、ただ「国による認定」とか、また後述する「助成」が絡むと「選別」という形での介入はじゅうぶんに起こりうるであろう。)

しかし筆者も地域における芸術拠点(劇場)形成の必要性は、強く認識しているし、求めていることには変わりはない。ではそれは、法制化によらずしてどのように可能なのだろうか?これについては本稿では十分に論じるスペースはないので、以前書いたこと(「演劇人のための文化政策セミナー2 地域公共劇場の成立条件～米国の事例を参考に～」、舞台芸術財団演劇人会議発行『演劇人』17号所収)から要点のみを挙げることにする。

そこで筆者が取りあげたのは、1950年代後半から1970年代にかけてアメリカにおいてフォード財団が主体となって取り組まれた地域劇場づくりである。それは、基本的な考え方としては地域における非営利かつプロフェッショナルな演劇の育成で、各地で細々と生き残って活動を続けている地域レベルの劇団を、その芸術的ならびに経済的基盤の強化とネットワーク化を通して、各地に「レジデント劇場」(劇場付き劇団ないし専属劇団を持った劇場)を形成していった経緯である。ここで最も参考になるのは、たとえ細々とであれ各地で実際に創造活動している地域レベルの劇団を核にしたことである。そして、そうした地域のコアに対して、経済的な面だけでなく芸術的な経済的基盤の強化——具体的にはネットワークを通じた芸術家の交流、新しい試みへの支援、その他プロフェッショナル化に向けての様々な研修などをはかったことも着目すべきところである。

このフォード財団のやり方は、もちろんそのまま日本で通用するとは筆者も考えているわけではない。まず日本にそうしたプロを目指す劇団が各地に存在するかということもさることながら(実際には鳥取の鳥の劇場や青森の弘前劇場など、決して多くはないが存在する)、最大の問題はフォード財団に当たるような、そうした長期的視点にたった推進母体が見当たらないことである。確かに「劇場」を認定し、そこに国や自治体が重点的に支援するというのはひとつの解決手段であると思うが、それを地域の公立文化施設が応えられるとは(ごく一部の例外的施設を除いて)とても思えない。そこで第三の助成制度の見直しという問題も交え、日本における可能性を展望してみることにする。

日本における文化・芸術団体への公的助成の歴史は短い。せいぜい遡っても1960年代に始め「社会教育団体補助金」という形で群馬交響楽団に対する助成をあげることができる(これは60年代半ばになると「芸術関係団体補助金」として独立し、オーケストラやオペラ団、バレエ団等に出されるようになるが、補助額も少ない上に、選定方法も非公募で明確な基準もなく、また演劇に対しては、劇団サイドが拒否したこともあって1980年代まで出されていない)。こうした前史を経て、ようやく公募形式の助成が始まったのは1990年の芸術文化振興基金の創設からで、文化庁が一般予算で本格的に助成を開始したのは先にも触れた1996年のアーツプランからである。

このアーツプランは、前述したように、当初は年間の事業計画に3年連続で助成するというきわめて団体助成に近い形態を取っていたのだが、程なくして(多分大蔵省=現財務省からの圧力もあって)なし崩し的に特定の事業に対する「重点支援」に変わっていくのだが、その背景には文化・芸術への公的支援の根拠法がなかったこともさることながら、憲法89条問題があると思われる。憲法第89条は「公金その他の公の財産は、宗教上の組織若しくは団体の使用、便益若しくは維持のため、又は公の支配に属しない慈善、教育若しくは博愛の事業に対し、これを支出し、又はその利用に供してはならない。」という条項であるが、例えば私学助成についてはこれをめぐって様々な論議があった(10年ほど前にも東京都の石原知事が私学助成は憲法違反といった発言をして問題になったことがある)。私学助成については、60年代までは憲法の規定もあって一部例外的措置を除いては助成はなかったが、70年代になって私学の急激な膨張と経営危機が生じ、経常費に対する国庫補助が始まり、法的にも「私学振興助成法」が制定されて合法化されたが、その一方で「公の支配」<sup>5</sup>に属すべく、所轄庁による監督も強化された。

そういうわけで、基本的に自由な活動を前提とする文化・芸術活動への団体助成(経常費への補助)

は、少なくとも憲法 89 条を改正しない限り活動の自由を束縛しかねない問題がある。そこで「劇場法」論議の中では劇場資格を公立文化施設（公立文化施設は「公立」である以上「公の支配」の下にある）に限ったり、あるいは芸団協の提案にあるように新公益法人制度により「公益」認定を受けた団体（民間団体であっても可能）を対象にするとするなどの対応をしているわけである。しかしながら私学助成のように、助成を受ければ何らかの「監督」が生じることには変わりはない<sup>6</sup>。

筆者とて、今日の社会にあつては、特に実演芸術には公的な助成（それも赤字補填を前提とする事業助成ではなく、経常費を含めたもの）が必要だということは十分理解しているし、またその方法として（憲法上の問題からも）個々の私的な芸術団体に対してではなく何らかの「公共性」が担保されている「公共劇場」が受け皿となって個別民間団体との連携で支援をしていくという平田氏の考え方は、長期的な展望としては支持するものである。しかしながら何度も繰り返すようだが、公立文化施設を法律により「公共劇場」に変えることは、少なくとも一朝一夕にはできない。

筆者は、日本の場合、明治末から大正期にかけて全国に数千あったといわれる芝居小屋（これらは地域の人々が株主となって経営はもちろん、興行＝企画運営にも参加したという）の盛衰の歴史や、戦後の全国各地で繰り返され、今日においても地域においては一定の役割を果たしている演劇鑑賞会運動（そこには政治的・イデオロギー的な問題をはじめ、経済的な問題もふくめ、それがストレートに参考にはならないことは承知の上で）の経験、また民間の劇場（特に演劇人がつくった俳優座など）の試行錯誤も検討し、フォード財団がコアにした地域のシーズをもっと重視すべきだと考えているが、これについてはまた稿を改めて考察したく思っている。

「劇場法」についての論議は、いろいろ問題点はあるものの、日本の「公共劇場」の今後を展望するには、きわめて有益な課題を提起している。そういう意味では、芸団協ならびに平田オリザ氏の提言や言動は、（若干勇み足も見られるものの）大変時宜を得たものであったと思われるし、今後これらの論議が継続して、日本の「公共劇場」づくりへのステップになれば幸いである。

---

<sup>1</sup> この文章は、今秋刊行予定の『公共劇場の 10 年（仮題）』（小林真理・松井憲太郎・伊藤裕夫編著、美学出版）の第 4 章に書いたものを一部カットしたものである。興味のある方はぜひご購入願いたい。

<sup>2</sup> 早稲田大学演劇博物館グローバル COE プロジェクト芸術文化環境研究コース主催で、平田オリザ氏を招き、市民文化会館「キラリ☆ふじみ」館長の松井憲太郎氏と筆者が質問者となって開催された「フォーラム 舞台芸術環境の未来を考える」。

<sup>3</sup> 演劇制作者たちが中心となってつくられた文化芸術研究会の第 2 回目（研究会）で、「劇場法を巡って」をテーマに行われたもの。演劇評論家の扇田昭彦氏と主催者の名取敏行氏の司会・進行の下に、芸団協の大和滋氏、劇作家の坂手洋二氏、演劇評論家の七字英輔氏、小出郷文化会館館長の櫻井俊幸氏、逗子文化プラザホール館長の間瀬勝一氏、八戸市民劇場事務局長の本木隆志氏、劇団協議会専務理事の福島明夫氏と筆者が参加して行われた。

<sup>4</sup> 「公立文化施設の活性化に関する研究会」として、指定管理者制度の導入における公立文化施設のとるべき対応として、ガイドラインと考え方と、今後目指すべき方向として 3 つのモデル——「公演芸術作品創造」、「地域住民支援」、「鑑賞機能」のいずれかを中心とする——を提言した。「公立文化施設の活性化についての提言」、平成 18 年 3 月、公文協発行。

<sup>5</sup> 「公の支配」については研究者の間でも諸説あるが、最も厳格な説では所轄庁による事業内容や人事への介入までも求めるものもある。

<sup>6</sup> 公的な助成が所轄庁（人によっては「権力」ともいう）の監督（介入）の不即不離の関係にあることは、戦前の「映画法」を見るまでもなくよく指摘されることであるが、だからといってそれを恐れて公的助成を敵視する——本文でも触れたように 60～70 年代演劇界はそういう観点から芸術関連団体補助金を拒否してきた——ことはない。しかしそうした側面を忘れて「文化・芸術は人類の宝であるから国は支援すべき」といった脳天気なことを要求ばかりするのもいかなるものか。「スケバ根性が死を招く」こともあることを決して忘れてはならない。

団体名	いずみホール（財団法人 住友生命社会福祉事業団）
-----	--------------------------

1. 劇場・音楽堂等の現状と課題についてどのように認識していますか。	
意見記載欄	<p>音楽堂の現状はけっして順風満帆だとは考えておりません。クラシック音楽界においては高齢化する客層、実演鑑賞から遠ざかる若年層の拡大などの問題が年々深刻化し、また文化の必要性、効用についての社会の意識も薄くなりつつあるという危機感を持っています。しかしその一方、我が国は特に90年代以降、官民間わず、施設面でも運営面でもすぐれたホールが日本各地に誕生し、音楽教育も充実、国際的な演奏家が次々輩出しています。世界的に見ても音楽鑑賞環境は整っているのではないのでしょうか。あとはこれらのハードを使って、いかに問題点として最初にあげた、芸術鑑賞・実践にたいする意識の減退に対処していくか、また逆にそれを反転させて、音楽文化を振興させることをもとに、いかに社会全体に活力を与えていくかが喫緊の課題だと考えています。もちろんこれにはこれらの施設が、経済状況にかかわらず、安定して運営できる土壌がなくては、実現できませんが。</p>

2. 劇場・音楽堂等の制度的な在り方についてどのように考えますか。	
意見記載欄	<p>前述したように、音楽ホールの現状については、各地にすぐれたホールが次々建設されてきました。運営についても専門の音楽監督をおくなど、個性的、戦略的なホールが誕生し、地域の文化振興に大きな成果をあげてきています。いずみホールも1990年に大阪で開館して以来、芸術的に高感度な企画制作と、音楽文化普及の両面において貢献してきました。しかし近年、設置主の経済状態のため閉鎖されたり、主催企画を縮小させたりするホールも散見されます。これらのホールが、公立、私立問わず、地域の、ひいては我が国の文化振興に果たしてきた役割を勘案し、充実・整備・支援のための施策を講じていく、そのような制度を設立すべきだと考えます。とくに都市部と地方、東京圏とそれ以外の地域の情報格差は大きく、それが文化の格差ともなっているのが現実です。地域地域の実情に応じた整備・支援の形に対応するあり方であってほしいと考えます。例として具体的に申し上げますと、いずみホールのある大阪市内では、芸術文化を担っているホールは私立ホール（フェスティバルホール、ザ・シンフォニーホール、いずみホール、ザ・フェニックスホールなど）です。歴史的に「民の力」が強い大阪とはいえ、現在これらホールの運営、整備や主催公演事業に公的支援は少なく、民間企業や財団の経済状況に依存しているのが実情です。このような場合は経済的に苦しくなると削減されがちな芸術面への支援が望まれるかもしれません。あるいは情報発信が困難な地域には、情報発信のための環境整備が必要かもしれません。国全体の文化振興、国民ひとりひとりの文化享受の権利を考えたときに、地域の実情を勘案した、格差のない劇場、音楽堂のあり方を念頭に置いた施策の実現を望みます。</p>



### 3. 劇場・音楽堂等の制度的な在り方について検討するに当たって留意すべき点は何ですか。

#### 意見記載欄

劇場、音楽堂への整備、支援などの施策を考えるときに、それらの施設がおこなっている事業をどう評価すべきかが問題となってくると思いますが、そこには公平公正な視点をもって評価できる機関、いま検討されている、いわゆる日本版アーツカウンシルの設立は必要であると考えます。そのような機関が設置されることを前提にすれば、評価の高いホールへの支援は事業ごとではなく、ホールの存立基盤をなすところに、一定の額を決めて行うことが可能ではないでしょうか。公立民間の区別なく適用していただければと考えますが、民間については劇場の理念や目的、事業内容が公益に沿っているかを規定して対象とすればよいのではないのでしょうか。ホール側としては、ホールへの支援という形にいただければ、安心して長期的視野に立つ企画、芸術性の高い企画、社会貢献事業に取り組めることができます。現在、文化庁の施策でいただいているような事業の赤字補填での支援であると、常に大きな赤字を抱えての芸術文化振興事業となり、負担感はいへん大きいものです。これについては、芸術団体への支援制度で変更される動きもあるようで、劇場・音楽堂についても実現を願っています。

### 4. その他(自由記述)

#### 意見記載欄

住友生命保険相互会社が設置しているいずみホールは、平成22年に開館20周年を迎えました。開館以来、音楽ディレクター(礒山雅)の下、長期的視野に立つ主催公演を毎年30公演以上開催し、地元の演奏家が結集した国際級の現代音楽を演奏するいずみシンフォニエッタ大阪の運営、演出家岩田達宗のプロデュース・オペラシリーズ、毎年テーマを定めた年間企画、ウィーン楽友協会の企画協力のもとに3年に一度開催している「ウィーン音楽祭 in OSAKA」、ドイツのバッハ・アルヒーフの協力を得ている「バッハオルガン作品連続演奏会」などすべてホール自らの企画であり、その高い水準で地域の音楽文化を牽引しています。平成17年度より毎年1回夏休みに「いずみ子どもカレッジ」という小学生向けの音楽ワークショップ&無料コンサートを実施しており、平成22年度よりホールを無償提供し、公立小中学校が学校単位で参加する「小中学生音楽鑑賞教室」を開催し、のべ約5800名の小中学生の来場が予定。平成15年より年に1回身体障害者とサポーターのための無料演奏会「夢コンサート」を開催しています。また平成22年度には小学生～20歳の青少年を主催公演に招待する「ユースシートにご招待」を実施し、熱心な若年客層の開拓につながり成果をあげ、次年度も継続します。財団運営とはいえ民間のホールでありながら、このような多様な企画をおこなっていくのは、ホールの使命というのは、地域に音楽実演の場を提供することに加えて、芸術面での牽引と音楽の普及の両輪が必要だと20年間の経験から学んだからです(民間だからこそ芸術的に思い切ったこともやってこれたのかもしれない)。ホールの施策制定にはこのような視点を参考にいただければ幸いです。

団体名	公益社団法人 日本照明家協会
-----	----------------

1. 劇場・音楽堂等の現状と課題についてどのように認識していますか。	
意見記載欄	<p>劇場・音楽堂は本来、舞台芸術や演奏芸術などの創造団体と施設が、一体化してあるべきなのに、我が国の現状は、公共文化施設として作られた劇場・音楽堂の多くが、施設としてのみ＝箱としてのみ存在し、上演や演奏すべき創造団体とは無縁に近い。劇場・音楽堂で舞台芸術や演奏芸術の公演を行い、箱ではなく、本来の劇場・音楽堂として活性化させるべきである。殊に東京の住民と、東京以外の都市の住民とでは、舞台芸術・演奏芸術を享受できる機会の格差が余りにも大きすぎる。この格差の解消には、地方の劇場・音楽堂の活性化、つまり幅広い舞台芸術・演奏芸術の振興に力を注ぐことが重要である。</p>

2. 劇場・音楽堂等の制度的な在り方についてどのように考えますか。	
意見記載欄	<p>劇場・音楽堂等を考えるときには、博物館や図書館などと違って、存在のあり方や、運営の実態が、極めて多種多様であることを認識すべきである。付帯の資料を一読すると、公共文化施設に焦点が当てられているような印象があるが、能楽堂や歌舞伎劇場、商業演劇や大衆演劇の劇場、寄席などを含む、広い範囲の舞台芸術・演奏芸術、伝統芸能や大衆芸能をも含む実演芸術全体の振興を企図して制度を構築すべきである。具体的な国の支援策については、資料6の「優れた劇場・音楽堂からの創造発信事業」の方向であろうが、中央と地方の文化格差の解消、雇用の創出を含めて考えると、実演芸術総体の振興、活性化を企図することが重要であろう。劇場の固定資産税の減免、興行資本や上演団体の事業税の減免が実現すれば、東京以外の都市でも、様々な実演芸術公演の可能性が立ち上がり、それに伴って、俳優、音楽家などの実演芸術家や劇場技術者等の雇用機会の拡大に繋がることが期待される。</p>

### 3. 劇場・音楽堂等の制度的な在り方について検討するに当たって留意すべき点は何ですか。

意見記載欄	<p>ドイツでは州法により、一定以上の客席数を持つ劇場に、技術監督の雇用を義務付けている。技術監督の資格は劇場マイスターか照明マイスターの資格を持ち、一定期間の劇場勤務経験が求められる。建築や電気関係の学科を修めた大学卒業生には劇場勤務経験の減免がある。我が国でも、一定以上の客席数と、一定以上の年間公演回数を持つ劇場・音楽堂は、技術学芸員とでも言うべき(技術のみではなく、上演芸術の技術的側面を支援する)技術責任者の雇用・委嘱を義務づける。同じように、企画・制作や上演において芸術的なイニシャティブをもつ芸術監督、芸術学芸員の雇用・委嘱が必須である。大学で履修すべき学科の選定や実務経験について、具体的な規定が求められる。この芸術・技術両学芸員の教育、養成については、別途に制度設計の必要がある。但し、我が国の商業劇場は欧米の劇場組織と異なり、元来が、興行主と俳優集団、作者と作者部屋のみが劇場に存在、舞台装置と舞台進行は別組織、照明は明治以後電気部から出発した。従って、技術監督のように上意下達の一元的な組織構造ではない。名称にこだわらず、実態で考えるべきである。制度にカヴァーされる劇場・音楽堂については固定資産税と事業税の減免をする。</p>
-------	---

### 4. その他(自由記述)

意見記載欄	
-------	--

## 劇場・音楽堂等の制度的な在り方に関する検討会：団体等ヒアリング【意見提出様式】

団体名	社団法人 日本劇団協議会
-----	--------------

### 1. 劇場・音楽堂等の現状と課題についてどのように認識していますか。

意見記載欄	<p>全国に公立文化施設が作られたことで、国民の演劇鑑賞機会の拡大に大きな役割を果たしたことは確かです。学校公演や演劇鑑賞会などがホール建設に付随して積極的に行なわれてきました。ただ、公立文化施設の法的基盤が整備されていないこともあって、運用規定などで、その本来目的と矛盾するものが多々含まれてもいます。さらに指定管理制度の導入以降、特に管理運営コストの削減が優先され、使用料の値上げなど文化活動を阻害する状況も生まれていますし、職員の削減によって、安全上の問題も生まれています。また老朽化による施設の補修、改築などに対して、自治体財政の困難から、休止、取り壊しなどの事態も生まれています。国民の芸術鑑賞や表現活動機会を確保するという文化芸術振興基本法の基本的精神に立って、国レベルで芸術文化施設としての本来目的、役割を明確にすること、またそのための体制の確保を明確にすることなどは急務であると考えます。</p>
-------	--

### 2. 劇場・音楽堂等の制度的な在り方についてどのように考えますか。

意見記載欄	<p>劇場・音楽堂は単なる施設ではなく、芸術文化活動活性化のための芸術文化機関として機能すべきと考えます。もちろんその都市・町の規模により、その果すべき機能は異なると考えますが、少なくともその地域における芸術文化振興の拠点としての機能を明確にすべきです。大学などの教育機関に準じた位置づけ法的整備が必要です。そのためにも芸術文化や舞台技術、アートマネジメントなどに関する専門的な知識を有する専門職員の配置や、体制の確保が求められてもいます。現状では地方自治体の条例が根拠となっていますが、前述のように文化芸術振興基本法に基づいた規定を策定すべきと考えます。</p>
-------	--

**3. 劇場・音楽堂等の制度的な在り方について検討するに当たって留意すべき点は何ですか。**

<p><b>意見記載欄</b></p>	<p>芸術文化施設・機関という性格上、法的整備が国家による規制法というものであってはなりません。むしろ国民の多様で自由な表現・鑑賞活動が、全国で展開されるための支援法という性格が求められるのだと考えます。同時に、地域における芸術文化機関としての性格から、その地域での市民の自主的な文化活動が奨励される必要もあります。専門職員、芸術監督などの配置に加え、運営機関のありようについての検討も必要かと思えます。また、劇場を中心とした芸術文化活動を展開する上でも、民間の劇団等が行なっている全国での公演活動との連携、協力は必須であり、制度的な在り方を検討する場合、芸術団体の意見が反映するための場、機関の設定が求められると考えます。</p>
---------------------	--

**4. その他(自由記述)**

<p><b>意見記載欄</b></p>	
---------------------	--